

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 2011年度税制改正の成立

2011年度税制改正は、衆参ねじれ国会の中、6月に分割法案の一部が成立した後、残りの法案は1年近く遅れ、一部法案を削除する形で2011年12月に公布されました。

最終的に成立、不成立（2012年度税制改正・税制抜本改革で審議）とされた主なものは、つぎのとおりです。

1. 成立項目

項 目			改正前	改正後	
法人 税	法人税率 2	普通法人	30%	25.5%	
		中小法人 1	30%(年800万円以下18%)	25.5%(年800万円以下15%)	
	欠損金	控除 限度	控除前の所得金額の全額	控除前の所得金額の80%	
		普通法人 中小法人		改正ナシ	
	繰越期間		7年	9年	
	貸倒引当金の設定対象法人		全ての法人	中小法人等に限定(中小法人等以外は4年間で段階的に廃止)	
寄附金 限度額	一般寄附	(資本金等の額×0.25%+所得金額×2.5%)×1/2	(同左)×1/4		
	特定公益増進法人 等に対する寄附	(資本金等の額×0.25%+所得金額×5%)×1/2	(同左×0.375%+同左×6.25%)×1/2		
定率法の償却率 (2012.4以後取得資産から適用)			定額法償却率×250%=定率法償却率	定額法償却率×200%=定率法償却率	
所得 税	年金所得者の申告不要制度 (2011年申告分から適用)		-	公的年金の収入金額400万円以下、 かつ、その他所得20万円以下の場合	
他	更正の請求期間 (2011.12.2以後申告期限等から適用)		1年	原則5年	

- 1 中小法人とは、普通法人のうち、期末資本金1億円以下のもの（期末資本金5億円以上の法人の100%子会社を除く）をいいます。
- 2 2012.4.1～2015.3.31までの間に開始する事業年度については、復興特別法人税が課されるため、法人税率28.05%(中小法人は年800万円以下まで16.5%)となります。

2. 審議中項目

1) 2012年度税制改正で審議中

項 目		改正前	改正後
所得 税	給与所得控除額の上限定	-	給与収入1,500万円超の場合 給与所得控除額は、一律245万円
	勤続5年以下の役員退職所得	(退職金-退職所得控除)×1/2	(退職金-退職所得控除)

2) 税制抜本改革（社会保障と税一体改革素案）で審議中

項 目		改正前	改正後	
相続 税	基礎控除額	5万円+(1万円×法定相続人数)	3万円+(6万円×法定相続人数)	
	最高税率	50%	55%	
	相続時精算課 税の適用範囲	贈与者	65歳以上	60歳以上
		受贈者	20歳以上の推定相続人	同左 + 20歳以上の孫

2015.1.1以降の相続等から適用される見込みです。

お見逃しなく！

1. 2011年度税制改正大綱にて明記されていた役員の給与所得控除額の縮小については、所得税の税率構造を含む改革の方向性を踏まえ、引き続き検討されることとなりました。
2. 「社会保障と税一体改革」素案には、所得税の最高税率、消費税率の引上げが明記され、今後、検討されることとなっています。